

令和3年8月31日

部 課 長 各 位

伊勢崎市長 臂 泰 雄  
(財政部財政課)

## 令和4年度伊勢崎市予算編成方針

### 1 予算編成に当たって

新型コロナウイルスの感染拡大の勢いが止まらず、本県においても第5波の到来に伴う緊急事態宣言が8月20日から適用されており、収束の見通しは未だ立っていない状況にある。外出自粛や飲食店等への休業・時短要請に伴う経済への影響は図りしれず、歳入の根幹をなす市税収入の落ち込みが想定されることから、予算編成は大変厳しくなることが想定される。

令和4年度は、第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画の3年目を迎えるが、本市の将来都市像である「夢ふくらみ 安心して暮らせる 元気都市 いせさき」の実現に向け、5つの基本政策を着実に推進していくとともに、新型コロナウイルスの感染拡大の防止により、地域医療の崩壊を防ぎ、地域経済を支えながら社会の変化を的確に捉え、市民のために市政運営に臨んでいく姿勢を念頭に置き、限りある財源の有効配分及びSDGsを踏まえた取組の推進に努め、本市のキャッチフレーズである『いせ咲く。』～共に歩む 未来創生都市～の実現につなげていく予算編成とする。

### 2 社会経済情勢と国の動向

国内の状況は、内閣府における令和3年4～6月期の国内総生産（GDP）速報値によると、実質成長率0.3%（年率1.3%）で2四半期ぶりのプラス成長となっている。また、県内の状況は、日本銀行前橋支店における群馬県企業短期経済観測調査（令和3年6月）によると、県内企業の景況感を示す業況判断指数（DI）はマイナス2で4期連続の改善となっているほか、群馬県金融経済概況（令和3年7月）では、県内景気は新型コロナウイルス感染症の影響から引き続き厳しい状態にあるが、基調としては持ち直しているとされている。しかしながら、国内だけでなく、海外においても新型コロナウイルスの感染拡大が止まらない現在の状況下においては、景気の先行きに不透明感が増している。

国は「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、日本の未来を拓く4つの原動力と

して、①グリーン社会の実現、②官民挙げたデジタル化の加速、③日本全体を元気にする活力ある地方創り、④少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現を推進していくほか、新型コロナウイルスの感染状況や経済的な影響を注視し、臨機応変に必要な対策を講じるとともに、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、躊躇なく機動的なマクロ経済対策運営を行っていくとしている。

### 3 本市の財政状況と見通し

本市の令和2年度決算において、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は95.5%で、令和元年度と比較すると1.7ポイント上昇しており、財政の硬直化が進んでいる。また、財政調整基金の令和2年度末現在高は、これまで経常的経費の見直しを進めてきたこともあり、令和元年度末と比較すると増加しているものの、一般会計における基金全体の現在高は、年々減少している。

今後の見通しとして、歳入においては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、市税収入の伸びは見込めず、また消費の停滞がこれ以上続けば、地方消費税交付金や法人事業税交付金、環境性能割交付金等においても減収の影響が出てくる。

歳出においては、少子高齢化に伴う社会保障関係費が増加の一途をたどっており、公共施設等個別施設計画に基づく更新費用や伊勢崎駅周辺土地区画整理事業等の大型事業に係る費用も多額となっている。また、境消防署や新保健センターの建設事業を今後予定しており、更なる財政需要が見込まれる。

### 4 予算編成の基本的な考え方

前述の国の動向や本市の財政状況等を踏まえ、将来にわたり持続可能な財政基盤を築き、健全財政を維持することを基本とする。社会の変化及び市民ニーズを的確に捉えるとともに、最少の経費で最大の効果が得られるよう、全職員が一丸となって次のとおり取り組むものとする。

#### (1) 5つの基本政策の推進

第2次伊勢崎市総合計画後期基本計画における5つの基本政策を着実に推進していく。

①市民が健康で生き生き暮らせるまちをつくる、②市民と産業を支える力強いまちをつくる、③市民が安心してやすらかに暮らせるまちをつくる、④市民が自ら学び豊かな心を育むまちをつくる、⑤市民と協働して自立したまちをつくる

## (2) 2段階方式による予算編成

- ① 事業実施に必要な一般財源の確保に向け、一般会計及び学校給食センター事業費特別会計において、前年度と同様に2段階方式で実施する。
  - ア 第1段階は、令和3年度当初予算における経常的な既存事業を対象とし、一般財源が令和3年度当初予算の範囲内（ゼロシーリング）となるよう通年としての予算を計上する。
  - イ 第2段階は、第1段階をベースとしたものに、財源充当を伴わない歳入、人件費、公債費、特別会計等への繰出金、総合計画実施計画ローリング事業のほか、第1段階に反映できなかった制度改正等による変更点を加え、最終予算とする。
- ② 学校給食センター事業費特別会計以外の特別会計等については、第2段階から予算要求を開始するものとし、適正な受益者負担の確保を図り、収支の均衡に努めるほか、企業会計については、経営戦略等を十分に踏まえた上で、経営状況や今後の事業見通し等について検討を加え、公営企業としての性質を十分発揮し、独立採算制の確保が図れるよう努めるものとする。

## (3) 財源の確保

- ① 市税は、歳入の根幹をなすものであり、公平負担の原則による課税や適正な課税客体の捕捉等を的確に把握するとともに、積極的な財源確保に努めること。
- ② 国・県支出金は、再生可能エネルギー等の脱炭素化をはじめとする新しい国の取組にも目を向け、積極的に情報収集を行うとともに、補助対象となるものは必ず活用するよう努めること。
- ③ 市債は、将来の財政負担を考慮しつつ、適債事業を的確に把握し、計画的な発行に努めること。
- ④ 処分可能な市有地の売却のほか、ネーミングライツパートナーの導入など、新たな財源の確保に努めること。

## (4) 事業の検証と見直し

- ① 経常的経費は、事業の必要性・有効性を厳しく検証し、効率化を図るとともに、8月庁議において財政部が示した資料を参考に、更なる予算の見直しを図ることができないか十分に検討すること。
- ② 総合計画実施計画ローリング事業における投資的経費は、内示された事業であっても、適宜、事業規模や事業期間の見直しを図ること。

- ③ 国・県支出金等を特定財源とした事業について、国・県支出金等が不採択となった場合や補助率が削減された場合には、事業の廃止を含めた見直しや代替財源の確保に向けた検討を行い、一般財源による負担が増えることのないよう留意すること。
- ④ 平成28年度補助金等検討委員会で検討した全ての市単独補助金等が令和3年度末で終期を迎えることから、検討委員会の意見を最大限尊重し、公益上の必要性に留意するとともに、予算要求の際には、補助金等に関する調書を活用し、見直し基準に照らし合わせながら、事業内容と効果の検証を必ず行うこと。
- ⑤ 特別会計及び企業会計においても経営の健全化を図り、一般会計からの繰出金の抑制に努めること。